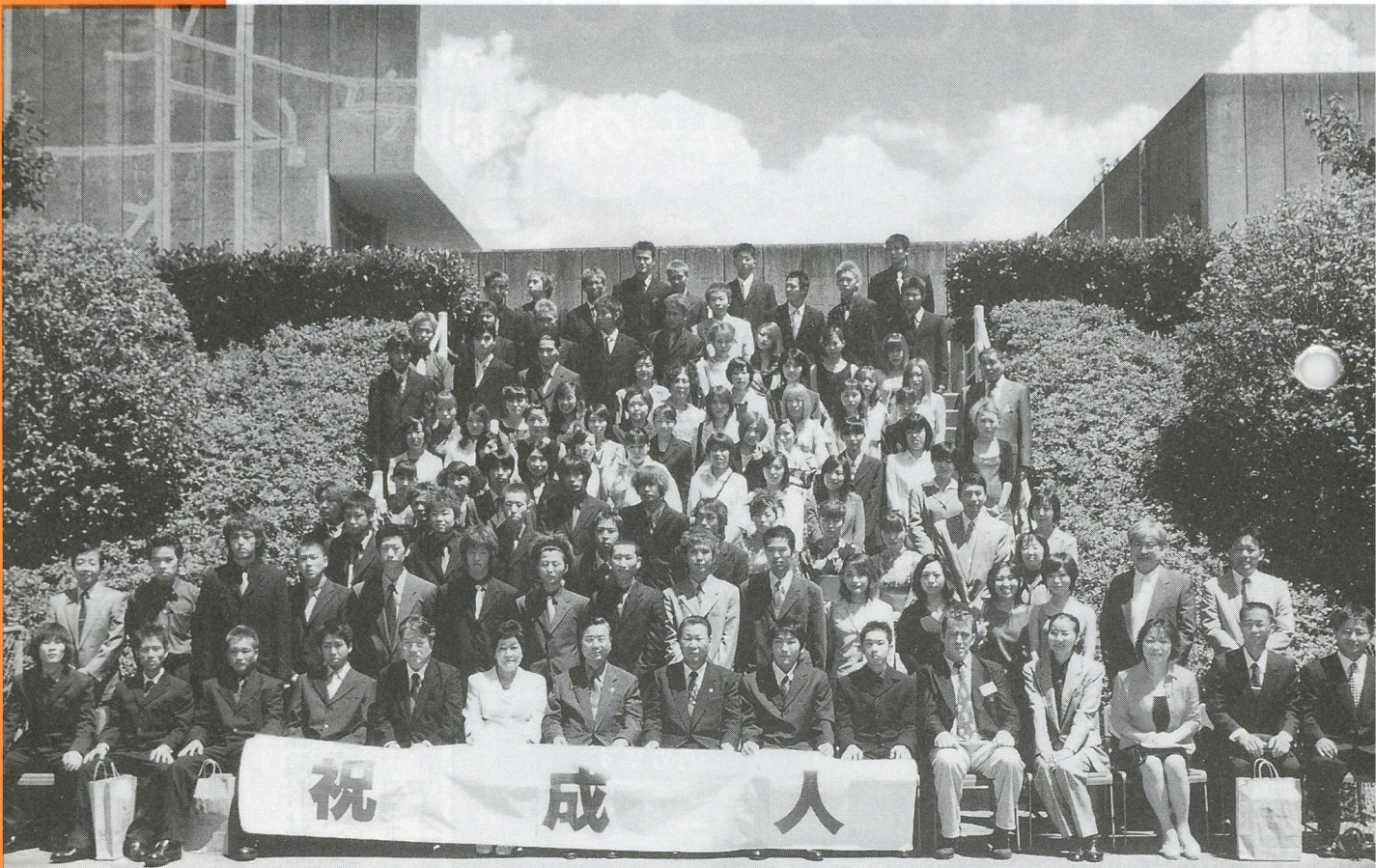


ほうじょう



117人がおとなの仲間入り



夏らしいゆかた姿の参加者



山本華世さんと楽しいおしゃべり

町の人口

(平成13年7月末日)

男	3,779人
女	4,182人
計	7,961人
世帯数	2,957世帯

みんなで支える

介護保険

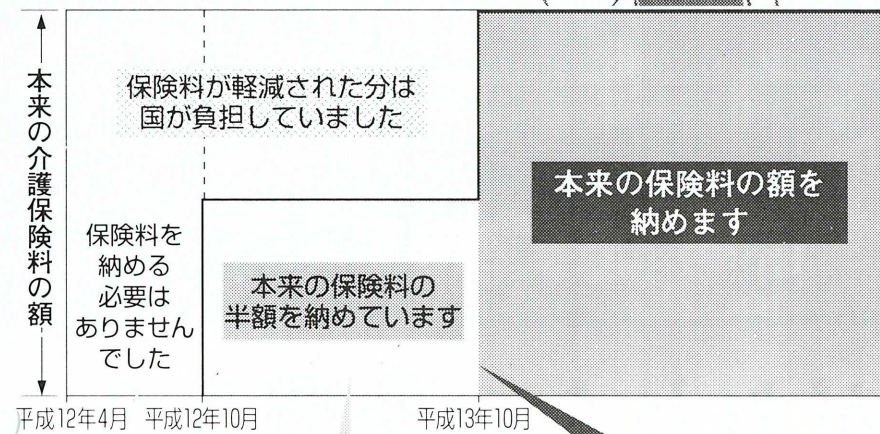
平成13年10月から本来の保険料に戻ります

平成13年10月から65歳以上の方も
介護保険料を全額納めることになります。

平成12年4月に介護保険制度が導入されましたが、制度の円滑な実施のため、65歳以上の方に限り、平成13年9月末までは保険料が軽減されてきました。
平成13年10月から、65歳以上の方の保険料は本来の額に戻ります。具体的な保険料の額については、みなさんへそれぞれ福岡県介護保険広域連合（保険者）から通知されます。

65歳以上の方の保険料について

これまでの1年半の期間は、
特別対策として本来の保険料が
軽減されていました



最初の半年は
全額国が負担
していました

その後1年の
保険料は
本来の額の
半分でした

10月から
保険料が
本来の額に
戻ります

Q1 10月から保険料は
倍になるの？

A 倍になるのではなく、本来の額を納めていただくこととなります。65歳以上の方については、介護保険の新しいサービスの利用方法に慣れていただき、十分理解された上で保険料を納めていただくこと、平成12年10月から平成13年9月までの間、保険料の半額を国が負担し、その結果1年間は保険料が半額に軽減されてきました。



Q2 特別徴収ってどういふの？

A 保険料を納める手間を減らして、できるだけ納め忘れないように、年金から保険料を天引きする方法です。特別徴収の対象となるのは、老齢基礎年金等が月額18万円（月額1万5千円）以上の方で、2か月おきに支払われる年金からその都度2か月分の保険料が天引きされます。



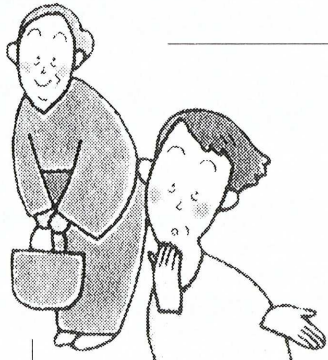
Q3 年金をもらっているのに、
納付書が来たんだけど？

A 老齢基礎年金等が月額18万円（月額1万5千円）未満の方、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金の方、他の市町村に転居された方、今年65歳になられた方などは、特別徴収の対象となりません。納付書をご持参の上、市町村等（保険者）が定める金融機関にお納めください。口座振替もできますので市町村等に相談ください。



Q4 ご近所の方と同じ年金額なのに、
私の保険料のほうが高いのですが？

A 65歳以上の方の保険料は、年金の額で決められるのではなく、ご本人の所得（年金以外の所得も含む）とご家族（世帯員）の課税状況で決まります。たとえば、ご本人の収入が年金のみで住民税非課税でも、ご家族の中に住民税を納めている方がおられると、第3段階の額（基準額）を納めていただくこととなります。なお、おられない場合は第2段階の額（基準額×0.75）を納めていただくこととなります。



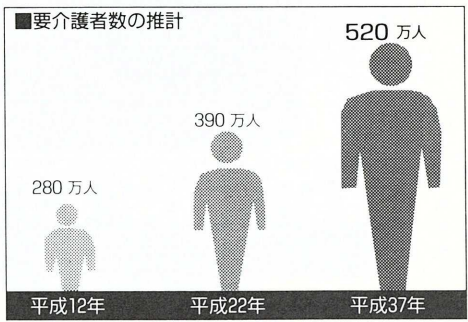
介護保険は国民みんなで支えていく制度です。

高齢化が進み、介護の問題は社会全体の課題となっています。今後、国民の2人に1人が介護が必要になると見込まれています。介護を国民全体で支えるために、40歳以上のすべての人々に保険料を納めていただいているのです。



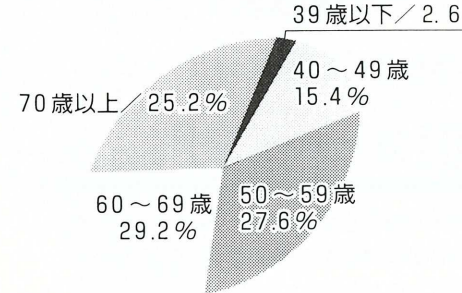
介護を必要とする高齢者の増加

わが国では、21世紀の半ばには3人に1人が高齢者という時代を迎えようとしています。まさに、介護は誰もが直面する問題となっているのです。



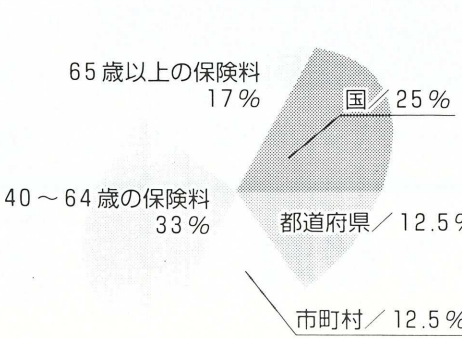
介護者の50%以上が60歳以上

介護を必要とする高齢者が増え続けていますが、それと同時に介護する人も高齢となり、家族だけでの介護がますます難しくなる傾向にあります。



保険料50%+公費(税金)50%

実際の介護サービス費用のうち、65歳以上の方が負担される保険料は平均17%で、他は40歳から64歳までの方の保険料と公費でまかなわれています。



県内の介護保険サービス利用状況

福岡県内では、平成12年度に8万5千人余の方が介護保険のサービスを利用しています。

